

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 6 年 12 月 27 日

厚生労働省

保険局国民健康保険課

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 6 年 11 月 1 日（金）から同年 11 月 30 日（土）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	第三者求償について、消防、警察等における交通事故などの情報については、求償事務の迅速化に極めて重要な情報であるが、現在、市町村や後期高齢者医療広域連合などの保険者がそれぞれ消防等に情報提供依頼を行っている。 こうした場合、消防からの提供をそれぞれの市町村に振り分けて提供する必要がある、事務が煩雑となること、また、同一管内の情報以外の情報（他消防本部の事故情報の入手）が困難であることから、都道府県（国保連）が一元的に情報を収集し、各保険者に提供できるための改正が必要であると考えられる。また、小規模の市町村については、求償事務が常時生じるものではなく、1 年のうちに数回程度の事務となるこ	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 3 項において、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合には、都道府県は市町村から委託を受けて第三者行為求償事務を行うことができることとされました。 また、同条第 5 項において、国は第 3 項に基づいて第三者行為求償事務を行う都道府県に対し、当該事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされていることから、ご意見を踏

	とから、職員のスキルの確保が課題となる。こうしたことから、都道府県(国保連)が、被保険者の届け出や、相談事務の求償に係る全ての事務を委託できる仕組みが財源確保に重要であると考えられる。	まえ、都道府県が第三者行為求償事務を行うにあたり必要な措置を引き続き検討してまいります。
2	同一の第三者の同一の行為で複数の市町村というのは、どういうことを想定しているのか。例えば、暴力団員の発砲により複数の無関係の被害者が生じるような場合に、保険者からの第三者行為求償により加害者に被害者の情報が伝わり、被害者が報復を受けるおそれがあるのではないか。	御質問いただいた「同一都道府県内の複数の市町村のそれぞれが、同一の第三者に対するそれぞれの被保険者の損害賠償の請求権(当該第三者の同一の行為によって生じたものに限る。)を取得している場合」について、例としては、都道府県内の複数市町村の被保険者が同一の事故等(交通事故、公害健康被害、食中毒など)の求償事案の被害者である場合が挙げられます。 保険者による第三者行為求償によって、被害を受けた被保険者に危害が及ぶのではないかという御意見については、今般の改正により、一定の場合に都道府県が市町村から委託を受けて徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うにあたり、被保険者に危害が及ぶ可能性が高まることは想定していません。